

第 4 期島根県障がい福祉計画の策定について

1. 計画の名称

- 「障害」表記を変更し、「第 4 期島根県障がい福祉計画」とする

- ・ 第 3 期計画では、「障害福祉計画」が障害者総合支援法(策定時は障害者自立支援法)に規定されている用語として例外的に漢字表記としている
- ・ 第 4 期計画では、島根県が「障害福祉計画」を策定した場合、その計画名称は法律に規定された用語ではないと解し、原則どおりひらがな表記とする

2. 計画策定スケジュール

- 市町村と連携し、目標・見込み量等を検討し、第 2 回の本審議会において意見を聴取し、今年度中に策定

※ 別添「資料 2-①」参照

3. 国の基本指針の概要

- 障害者総合支援法に基づき定める県・市町村の障害福祉計画の策定は、国が定める基本指針に即して策定される
- 第 4 期障害福祉計画の策定に向け、国の基本指針が見直され、5 月 15 日に告示された

【見直しのポイント】

- ① P D C A サイクルの導入
- ② 成果目標に「地域生活支援拠点等の整備」を新たに追加
- ③ 障がい児支援体制整備に関する記述を追加

※ 別添「資料 2-②」参照

4. 県の基本指針(案)の概要

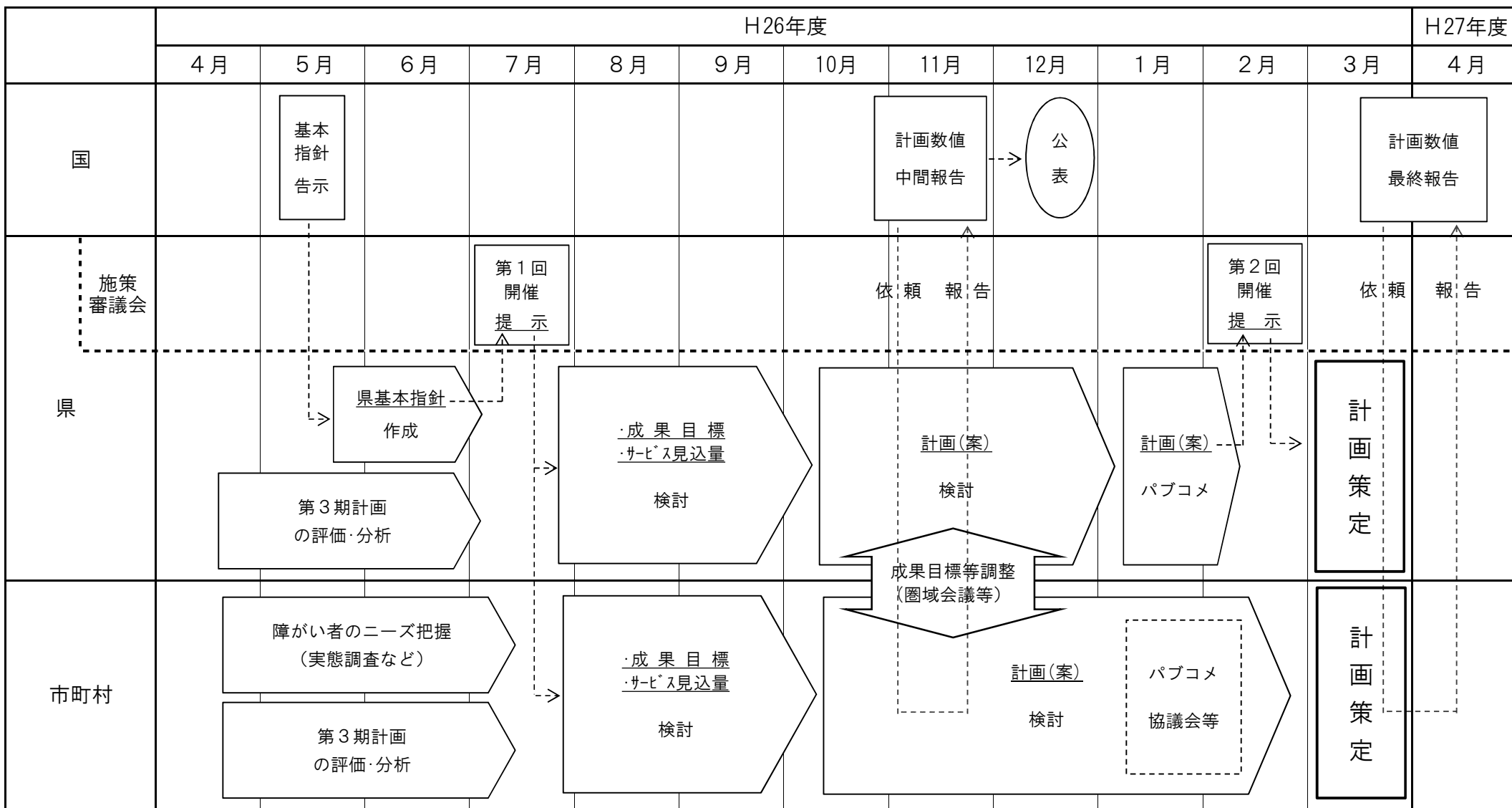
- 従前から、障害福祉計画の策定に際しては、国の基本指針を受け、島根県としての基本指針を作成し、市町村へ提示している
- 第 4 期障害福祉計画に当たっての県の基本指針は、第 3 期計画の県の基本指針を踏襲しつつ、国の基本指針の見直し等を踏まえ作成

【見直しのポイント】

- ① 国の基本指針を反映 (P D C A サイクル等の記述を追加)
- ② 成果目標については、県独自の目標数値は示さない

※ 別添「資料 2-③」参照

第 4 期島根県障がい福祉計画策定スケジュール（想定）



第 4 期 障 害 福 祉 計 画 (H 27 ~ H 29) 策 定 に 係 る 国 の 基 本 的 な 指 針 の 概 要

1. 計画の作成プロセスに関する事項

- ・ P D C A サイクルの導入（「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、中間評価など）

2. 成果目標に関する事項

目標項目	県	市町村	基本指針	<参考> 第3期計画
施設入所者の地域生活への移行				
地域生活移行者の増加	○	○	H25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行	H17.10.1時点の施設入所者の3割以上を地域生活へ移行
施設入所者の削減	○	○	H25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減	H17.10.1時点の施設入所者の1割以上を削減
入院中の精神障がい者の地域生活への移行				
入院後3か月時点の退院率の上昇【新規】	○		H29年度に64%以上とする	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年未満入院患者の平均退院率 →H20年度から7%増加 ・ 5年以上かつ65歳以上入院患者の退院数 →H20年度から20%増加
入院後1年時点の退院率の上昇【新規】	○		H29年度に91%以上とする	
在院期間1年以上の長期在院者数の減少【新規】	○		H29.6末時点においてH24.6末時点から18%以上減少	
障がい者の地域生活の支援【新規】				
地域生活支援拠点の整備	○	○	H29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備	— (新規)
福祉施設から一般就労への移行				
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	○	○	H29年度末にH24年度実績の2倍	H26年度中にH17年度実績の4倍
就労移行支援事業の利用者の増加	○	○	H29年度末にH25年度末から6割以上増加	H26年度末の福祉施設利用者の2割以上が就労移行支援事業を利用
就労移行支援事業所の就労移行率の増加	○	○	就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上	H26年度末の就労継続支援事業利用者のうち3割以上がA型を利用

(注) 表頭「県」、「市町村」欄に「○」がある場合に目標設定が必要

3. その他

● 障がい児支援体制の整備【新規】

- ・ 子ども子育て支援法に定める基本理念等の基本的考え方を記載

※ 児童発達支援など6つの支援類型及び障がい児相談支援の利用児童数を「活動指標」とし各市町村において見込みをたてることを努力義務とされる

● 計画相談の連携強化、研修、虐待

市町村及び県における第 4 期障害福祉計画策定のための基本的な指針(案)

島根県健康福祉部障がい福祉課

第 4 期障害福祉計画（以下「計画」という。）策定に当たっての基本的な考え方は、国の基本指針（※1）によるものとするが、本県においては以下の事項に留意して計画を策定するものとする。

※1 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年 6 月 26 日告示)

1. 総論

障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、住まいの場や働く場を確保し、相談支援や障がい福祉サービス、地域生活支援事業等を充実していく必要がある。

本県は、中山間地域が大半を占め、また離島を抱えていることもあり、行動援護が未実施の市町村が存在するなど、障がい者等の地域生活への移行に対する支援体制整備が不十分な地域がある。

計画においては、各地域で障がい者等の障がい特性やライフステージに応じて適切な相談支援や障がい福祉サービスが保証される体制整備を行うため、実態調査などにより障がい者の心身の状況等の把握に努め、それらを勘案し、必要なサービス量を見込むとともに、県内全域でのサービス提供水準の向上を目指す。

2. 計画作成に関する基本的事項

(1) 区域の設定

県の計画において、サービス量の見込みを定める単位となる区域は、第 3 期計画に引き続き 7 つの障害福祉圏域（2 次医療圏及び老人福祉圏域と同一）とする。

障害福祉圏域	対象市町村
松江圏域	松江市、安来市
雲南圏域	雲南市、奥出雲町、飯南町
出雲圏域	出雲市
大田圏域	大田市、川本町、美郷町、邑南町
浜田圏域	浜田市、江津市
益田圏域	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐圏域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

(2) 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法において、計画に掲げた事項について定期的に調査、分析及び評価を行い必要があると認めるときは計画の変更等を行うこととされたところである。

このことを踏まえ、成果目標及び活動指標について、少なくとも 1 年に 1 回は実績を把握し、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を講じるよう努めることとする。また、その際には自立支援協議会等の意見を聞き、その結果を公表するよう努めることとする。

3. 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制

①訪問系サービス

訪問系サービスについては、全国と比較的しても高い水準にあるが、障がい者等の地域生活を支える基本的事業であることから、県内どこでも必要な訪問系サービスが受けられるように引き続き充実を図る。

②日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障がい者の住まいの場と併せて、障がい者の地域生活を支え、生活の質を高める上で重要な役割を果たしている。施設から地域生活への移行者や特別支援学校の卒業生で日中活動の利用を希望する者のサービス種別ごとのニーズを適切に見込み、圏域ごとに、これらに相応する必要なサービスの確保を目指す。

③居住支援系サービス

福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を進めるために、住まいの場として必要なグループホームの充実を図るとともに、障がい特性により施設入所が必要な障がい者等の住まいの場として必要な施設入所支援サービスの確保を図る。

(2) 相談支援の提供体制

平成 27 年 4 月から、全てのサービス利用者について、相談支援専門員がサービス等利用計画等の作成や定期的なモニタリングを行い、継続的に支援を行うこととなる。これにより、障がい者の個別ニーズを把握した適切なサービス提供が可能となり、障がい者の地域生活全般を支援することが期待される。

障害福祉サービス利用者の増加等を踏まえた相談支援の提供体制維持のため、相談支援専門員など相談支援を行う人材育成支援などに取り組む。

(3) 障がい児支援の提供体制

整備法(※2)による児童福祉法の改正により障がい児支援が強化されたこと、子ども・子育て支援法により子ども・子育て支援が地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し実施することとされたことを踏まえ、障がい児通所支援・障がい児入所支援の提供体制の確保について取り組みを進める。

※2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

4. 成果目標等に関する基本的考え方

(1) 施設入所者の地域生活への移行の推進

今後、増加が予想される障がい者の地域生活への移行に備え、身近な市町村において、住まいの場や日中活動の場などの基礎的な条件整備を早急に進める必要がある。

住まいの場の整備が不十分な市町村においては、グループホーム整備事業、公営住宅における障がい者の優先入居、居住サポート事業等の活用などにより、障がい者等の自立のための生活の場を確保する。

また、日中活動の場としては、生活介護や就労継続支援等の拡充を図り、就労の場を確保する。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行及び地域定着支援の推進

本県では、精神障がい者の社会的入院の解消を進め、入院長期化防止及び長期入院者の退院を促進する観点から、精神障がい者の地域での自立支援のために、障害者総合支援法に基づく地域移行支援及び地域定着支援等に取り組んできた。

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針で、精神障がい者の地域移行を更に進めるとされていることを踏まえ、引き続き地域移行支援及び地域定着支援等により、入院中の精神障がい者の円滑な地域生活への移行を目指す。

また、精神障がい者の地域定着支援のためには、障害福祉サービス等と協働しつつ、必要な医療サービスが総合的に受けられる体制が不可欠なことから、島根県保健医療計画による施策と連携した推進を図るものとする。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

保 留

〔地域生活支援拠点については、国の基本指針においてもその詳細が分からないことから、本県の目標値等の考え方は今後検討する〕

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

福祉施設からの一般就労への移行者数は、平成 25 年度実績では 78 人(施設調査結果)という状況にある。

一般就労促進に向けた福祉施設における意識改革や取り組みの強化を図りながら、各障害福祉圏域に設置した障害者就業・生活支援センターによるコーディネートや各種助成・支援制度の活用、地域での支援体制の構築により、一般就労の促進を図る。その際、就労移行支援事業の強化、明確な目標設定等が必要である。

なお、県においては、島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画の概要を記載するものとする。

また、県及び市町村は、障害者優先調達法に基づき策定する調達方針との整合を図りながら、官公需に係る障がい者就労施設等の受注機会の拡大について記載するよう努めるものとする。

(5) 地域生活支援事業

上記(1)～(4)までの成果目標の達成に資するよう以下のとおり取り組む。

市町村地域生活支援事業については、「日常生活用具」、「移動支援」、「地域活動支援センター」などの必須事業のほか、「訪問入浴サービス」、「日中一時支援」などの任意事業も、障がい者ニーズや地域実情に応じた必要かつ適切なサービス量を見込むこととする。

県が実施する地域生活支援事業については、広域的、専門的な相談支援事業について、障がい者ニーズや圏域状況等を勘案しながら、目標を設定する。

(6) 障がい児支援の基盤整備

障がい児入所支援については、県が実施者として必要な量を見込む。

障がい児通所支援については、市町村が実施者として必要な量を見込み、県が広域的な調整等を行うこととする。

必要となる障がい児入所支援及び通所支援が、適切に提供できる体制の整備を推進する。